

平成29年度 児童クラブ入級の児童募集

問 放課後対策課
☎内線3091

留守家庭児童の放課後対策として、市内小学生を対象に児童クラブ(学童保育)を開設しています。利用には、毎年申請が必要です。



児童クラブについて

- ◆開設時間 【通常】授業終了後～午後6時(夏休みなどは午前8時～午後6時)【延長利用者】授業終了後～午後7時(夏休みなどは午前7時～午後7時)
- ◆閉級日 日曜日、祝日(振替日を含む)、8月12日～16日、年末年始(12月29日～1月3日)
- ◆場所 市内各小学校
- ◆内容 遊びを主体とした活動※児童の帰宅は、原則として保護者など、大人の迎えが必要です。

申し込みについて

- ◆受付期間 12月3日(土)・4日(日)午前8時30分～午後5時15分※平成28年度冬休みの入級は、11月30日(水)までに放課後対策課へお申し込みください。
- ◆受付場所 市役所本庁舎総合案内フロア(2階)
- ◆申込書の配布場所 市内の各児童クラブ、放課後対策課(市のホームページからもダウンロードできます)

入級の基準・費用

- ◆対象児童 市内在住の小学1年生から6年生で次に該当する児童

- ①保護者が勤務(週2日以上)などにより、放課後に留守家庭になる児童
- ②保護者や同居の親族、そのほかの方から放課後に適切な保護を受けられない児童

※ただし、次のような児童は入級できません。児童クラブでの集団行動が行動面、健康面などで不適と認められる児童。

- ◆費用(児童1人につき)
負担金月額3,000円、おやつ消耗品代月額2,000円【合計】月額5,000円
※延長を利用する場合は別途月額2,000円。
土曜日利用の場合は別途月額1,000円。

「市県民税の前納報奨金制度廃止」のお知らせ

問 【前納報奨金制度廃止について】収納課☎内線1061、1062 【口座振替について】会計課☎内線3602、3604

平成29年度から、市県民税の前納報奨金制度を廃止します。これまで、早期納付にご協力いただいた皆さまにお礼申し上げます。また、この制度廃止へのご理解と引き続きの納期限内納付にご協力いただきますようお願いいたします。

◆前納報奨金制度とは

前納報奨金制度とは、第1期の納期限までに全期分を一括で納めていただいた方に、報奨金を交付する制度です。

◆なぜ廃止にするのか

市県民税の前納報奨金制度の利用は、納付書や口座振替などで自主納付いただいた方に限られ、給与や年金から特別徴収(天引き)されている方は利用できないため、納税者間の公平性を考慮して廃止することになりました。

◆市県民税の口座振替について

【市県民税の口座振替納付を全期前納で申し込みされている方】

①今後も全期前納での納付を希望される場合

← 手続きは必要ありません(報奨金は交付されません)

②全期前納から期別ごとの支払への変更を希望される場合

← 手続きが必要です。平成29年1月頃、会計課から「口座振替納付方法の変更申請書」を送りますので、記入いただき返信用封筒で返送してください。

【市県民税の口座振替納付をこれから申し込みされる方】

前納報奨金廃止後も全期前納または期別ごとの納付のどちらかを選択いただけます(全期前納しても報奨金は交付されませんので予めご了承ください)。

◆固定資産税の前納報奨金制度について

固定資産税については、引き続き前納報奨金を交付します。